

平成 21 年度第 2 回あいち市場化テスト監理委員会 議事録

1 日時

平成 21 年 6 月 9 日（火）午前 9 時から 11 時 30 分まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 地下 1 階 総務部共用会議室

3 出席者

稲澤克祐委員(座長)、面高俊文委員、加藤義人委員、辻佳世子委員、二村友佳子委員

4 議事概要

(1)開会

(2)議題

〔情報公開について〕

- ・対象業務に関する内容等が、愛知県情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報に該当するため、委員会を非公開とする。
- ・また、会議内容については、公開できる部分については議事録の形で、可能な限り公開する。

対象候補業務の所管部局からのヒアリングについて

海外産業情報センター運營業務（産業労働部）

- ・産業労働部より事業概要説明（10 分程度）

【委員意見、産業労働部回答】

海外産業情報センターは世界 3 地域（パリ・サンフランシスコ・上海）に設置されており、各事務所では県の代表として各地域における折衝、情報発信・収集等を行っている」と説明されたが、ここでいう「地域」とは、国全体を意味しているのか、周辺エリアのみに限定されているのか。

地域とは、国を含めた広いエリアを指す。例えば、上海ならアジア地域、パリは欧州、サンフランシスコは北米を対象としている。

海外事務所について、6 箇所（バンコク・シドニー・ハンブルグ・ダラス・サンパウロ・パリ）から 3 箇所に整理されているが、なぜこの 3 箇所に集約されたのか。

行政改革の流れの中で、拠点を整理してきた。

万博に向けた情報収集から、ヨーロッパはパリ事務所に集約、企業アンケートの結果、アジア地域は上海事務所に集約、アメリカはダラスとサンパウロをサンフランシスコ事務所に整理した。

海外産業情報センターに県職員が常駐している。メリットや必要性は何か。

また、必要な時に出張で対応するというやり方もあるのではないか。

県を代表する事務所長として、県内企業が海外における政府機関等公的機関と折衝する際に、センター職員が同行を求められるケースが多く、企業からの二

ーズは強い。

また、成果としては、海外から本県への対内投資促進につながる有望企業の発掘と企業誘致が挙げられる。20年度は、全世界から12社が本県へ進出している。

事務事業内訳を見ると、正規職員の配置が一番大きいのは、「各地域の政府機関等との折衝・対応」業務であるが、この成果は何か。

パリ事務所は、万博の成功、COP10の誘致、トリエンナーレに向けた情報収集がある。上海事務所は、知的財産関連の委員会へのオブザーバーとしての出席がある。

宅建業免許申請受付等業務（建設部）

・建設部より事業概要説明（10分程度）

【：委員意見、：建設部回答】

事業従事人工7.0人のうち、委託化できるのは1.84人工としているが、大阪府の市場化テストでは、約4割程度の人工の民間委託が可能であるとしている。愛知県と大阪府との差は何か。

愛知県では、窓口業務の宅地建物取引業者の知事免許業務を委託不可としているが、大阪府は一部可としているので、ここの人工の差ではないかと思う。

宅地建物取引業免許等OA化データ入力業務委託が20年3月末までとなっているが、現在はどうなっているか。

平成16年度から19年度まで、データ入力業務を委託していたが、現在は直営に戻し、嘱託員が行っている。

平成20年度から、委託を直営に戻したということだが、それにより効率化は図れたか。

仕様書に定められている業務（データ入力）のみを行う委託と比べて、嘱託化により、入力業務だけでなく窓口業務も行うなど、柔軟な対応ができるようになった。委託料が約640万円であったのに対して、嘱託員2名分の人件費を差し引いても200万円程度のコスト削減ができています。

窓口業務の宅地建物取引主任者証交付業務は、現在、愛知県宅建協会に随意契約で委託しているが、宅建協会への県職員の派遣等はあるのか。

また、この交付業務は通常の民間でも実施可能か。

宅建協会への職員派遣は行っていない。

また、主任者証の交付は、法定講習と併せて実施するものであり、現在、この法定講習を実施できるのは、愛知県宅建協会と不動産協会の2者のみであり、今後も法定講習の実施機関に引き続き委託していく予定である。

この整理は、大阪府の市場化テストと同様の考え方である。

委託化できる人工は1.84人工で規模が小さく、委託化のデメリットが大きいとしているが、それでは更なる非常勤化（正規嘱託）といった内部努力は可能か。

大きなトラブルの対応、レアケースの対応として、一定の正規職員が必要であり、これ以上の非常勤化は難しいと考える。

提案者からのヒアリングについて

県営住宅退去者滞納家賃管理回収業務ほか

・提案者から業務概要の説明（20分程度）

【 〃：委員意見、 〃：提案者回答】

愛知県の県営住宅の特徴として、地域によっては外国人の入居者が多いことが挙げられるが、外国人も回収対象となるのか。

外国人も回収の対象としているが、帰国してしまった場合は不可。

成功報酬の割合はどのように設定しているか。

過去の実績から算出している。

病院における医業未収金回収は、入院中から支払いをお願いしており、退院後の債権回収を委託することになるが、病院との住み分けは大丈夫か。

当方の扱うのは、1年以上延滞しているといった非正常化した債権の回収であり、半年程度の延滞債権であれば、病院が自助努力するべきであると考えている。

債権回収にあたり、過去にトラブルが生じたことはあるか。

催告書による督促を中心にしており、電話対応はあるが、債務者からの分割払いの相談を受け、それを受諾する程度であるため、トラブルの発生はない。

未収金回収業務は、官がこれまで手が回ってこなかった分野で、民間競争入札となるが、法律事務所やサービサーなど同種の業者は多く存在するのか。

当社では、システム化により1日あたり数千件の督促発送能力を有しており、小口債権を大量に取り扱っているのは、当社だけである。

自治体の関係では、退去者滞納家賃・医業未収金以外にどのような未収金が考えられるか。

他の自治体の例として、母子寡婦貸付金や使用料の回収等がある。

電話対応では、交渉したりするのか。

債務者からの分割の申し入れに対しては、2年以内の分割であれば、無条件に受け入れている。（原則、交渉はしない。）

交渉はしないということであるが、電話での対応について、弁護士法72条との問題は発生しないか。

電話対応では、交渉をしないので弁護士法に抵触することはない。この辺は、十分に気をつけてやってきている。

債権に対する時効の中断等の措置を行うのか。

特に行っていない。また訴訟は、県の顧問弁護士に任せるべきと考えており、債権の回収業務に徹している。

債権回収業務の契約は単年度契約か。

単年度契約である。3年間は自動更新という自治体もある。

催告書に関して、外国語対応は可能か。

日本語のみである。

全体の総括

海外産業情報センター運営費について、事務所を残したまま、業務を民間委託するのか、それとも提案のように包括的に委託をするのか。どちらにしても、現状でよいという印象はない。この機会に、センターのあり方を含めた検討がされているか確認をしたい。

駐在員をなくしたら、どんな支障が起こるのかを確認しておきたい。

宅建業免許申請受付等業務については、金額的に小規模であり、業務切り出しのメリットが少ない。しかし、更なる嘱託化やアルバイト化など、人件費という固定費を流動化させる努力をする余地はあり、それが行革に資すればよい。

提案は完全成功報酬制であり、委託料が全くかからないという点から、割り切ればよい方法だと思う。

建設部が実施してみたいと考えるのは。現状での回収実績がほとんどないからではないか。

(3)閉会

5 次回委員会について

- ・ 次回委員会会議は、各部局からのヒアリングを行うため、愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報（審議等情報）に該当するため、当委員会の開催要綱第7条により非公開とするが、事後に公開できる部分については、会議後、議事録の形で公開する。

以上